

一般国道153号伊駒アルプスロード計画段階配慮書に関する主な指摘事項【県関係機関】

番号	項目又はページ	意見内容
1	全般	第1項や第一項など、漢数字と算用数字が混在しているので統一すること。
2	全般	候補となっている二つのルート上のいずれにも、優良農地である農用地区域内農地及び土地改良事業の受益地である農地が存在するため、ルート選定の際には、優良農地への影響について勘案されたい。
3	動物植物	現道活用ルート及び天竜川沿いルート並びにその周辺の地域は、ミヤマシジミ（県VU 国EN）等の重要な動物及び植物の生息・生育地となっている可能性がある。このことから、動植物全般にわたって調査を実施するとともに、方法書以降の手続きにおいては、専門家等からの助言を踏まえて調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえて環境保全措置を検討すること。
4	動物	（魚類） スナヤツメ（湧水環境に出現、おそらく南方種に相当、県VU、国VU）、アカザ（平瀬や早瀬、県NT、国VU）が生息する可能性が高い。同様に配慮いただきたい。
5	動物	（両生類） 両生類のナゴヤダルマガエル（県CR 国EN）、トノサマガエル（県NT；国NT）、アカハライモリ（県NT、環境省NT）が生息する可能性が高いのでこれらの生息に影響の及ばないように配慮されたい。
6	動物	（鳥類） 計画地に近い林や河岸段丘林などには、オオタカ（県VU 国NT）やハチクマ（県VU 国NT）など希少な猛禽類等が生息している可能性がある。また、近年、県内の主要河川の崖地などでは、ハヤブサ（県EN 国VU）の営巣が確認されているところもある。水田や果樹園などの農耕地や河川等にも希少な鳥類（アカモズ（県EN 国EN）やイカルチドリ（県NT）等）が生息している可能性がある。それらの生息状況調査をおこない、生息が確認された場合には、専門家等の助言を踏まえ、環境保全措置を検討・実施を行うこと。
7	動物	河岸段丘林は、動物たちの移動ルートとして利用されている可能性があるため、その状況を把握した上で、移動等を分断しないように配慮をお願いしたい。
8	5ページ	表3-1(1) 1. 土壌 「土壌汚染対策法に指定された区域がある。」を「土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域に指定された区域がある。」に修正すること。
9	9ページ	表3-3(1) 下水道の整備の状況 汚水処理人口普及率がH25年度末のものなので、H26年度末の値に更新すること。
10	9～10ページ	表3-3(1)、(2)、(3) 事業実施想定区域には天竜川及び三峰川があり、これらは漁業法に基づく第5種共同漁業権「内共第6号」が天竜川漁協に免許されているが、漁業法に基づく漁業権の記載がないのでその旨を明記すること。
11	10ページ	表3-3(2) 8. 土壌汚染対策法第六条の規定により指定された区域 「土壌汚染対策法第六条 事業実施想定区域及びその周囲に、指定された区域がある。」を「土壌汚染対策法第6条又は第11条 事業実施想定区域及びその周囲に、第11条の規定により指定された形質変更時要届出区域がある。」に修正すること。
12	12ページ	表3-4(2) 社会的状況の把握に用いた文献・資料に天竜川水系伊那圏域河川整備計画（長野県・平成24年11月）を追記の上、内容を確認すること。